

1 当金庫の現況に関する事項

当金庫は、危機対応業務の不正行為事案等に対する反省を踏まえ、真に地域や中小企業に貢献するビジネスモデルの策定やガバナンス体制の強化等への取組みも踏まえて 2018 年 5 月 22 日に主務省に提出しました「ビジネスモデル等に係る業務の改善計画」の実行計画として、同年 10 月 18 日に中期経営計画「商工中金経営改革プログラム」を策定いたしました。

本プログラムに沿って、中小企業専門金融機関としての実績・ノウハウや、国内外のネットワークなど当金庫ならではの特性を活かした「経営支援総合金融サービス事業」を展開し、経営改善、事業再生や事業承継等を必要としている中小企業や、リスクの高い事業に乗り出そうとしているが課題に直面している中小企業に対して、課題解決に繋がる付加価値の高いサービスの提供に重点的に取り組んでいるところです。

変わらない使命のために、変わり続け、本プログラムを迅速・着実に実行していくことで、「中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

(1) 事業の経過及び成果等

[主要な事業内容]

当金庫は、中小企業金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とした金融機関として、貸出業務、預金業務、債券業務、為替業務、資金証券業務及び国際業務等を行っております。

[金融経済環境]

2018 年度のわが国経済をみますと、景気は緩やかな持ち直し基調となりましたが、年度後半には減速傾向がみられました。内需は自然災害要因による一時的な減速を伴いながらも緩やかに持ち直した一方、外需は海外経済の成長鈍化に伴い、徐々に弱含みとなりました。

個人消費は、賃金の上昇や消費マインドの回復を受け、持ち直しました。輸出は海外経済の動きに合わせ、増加基調から年度後半にかけ弱含みに転じました。企業業績の改善等から設備投資は増加が続きました。消費者物価は前年比で上昇が続いたものの、伸び率は一進一退の動きとなりました。

中小企業についてみますと、日本銀行の「全国企業短期経済観測調査」(短観)において、景況感は足元でやや足踏みがみられますが総じて改善基調となり、高水準で推移しています。当金庫の「中小企業設備投資動向調査」では、設備投資を実施すると回答した企業の割合は緩やかに上昇しており、中小企業の設備投資意欲には改善がみられました。

金融面につきましては、10 年物国債の利回りは年度半ばに日本銀行が長期金利の変動幅拡大を容認した後に一時上昇したものの、総じて低位安定が続きました。円の対ドル相場と日経平均株価については、年末にかけ一時的に円高が進み、株価も下落しましたが、年度末に向けやや値を戻す展開となりました。

【事業の経過及び成果】

当期は、中期経営計画「商工中金経営改革プログラム」を策定し、役員が全営業店を訪問して改革の理念を共有するとともに、新たなビジネスモデルの実現に向け以下のとおり取り組んでまいりました。

まず、重点分野の取組みについては、深度ある対話による事業性評価を起点に、お取引先のニーズに応じた資金支援を契機とした財務構造改革と本業支援を同時並行的に行うことで企業価値向上を支援しました（Aゾーン）。債務超過や赤字等、財務・収支に課題を有しているお取引先に対し、経営改善計画の策定支援等を通じ、事業再生・経営改善を支援しました（Bゾーン）。産業集約化やビジネスモデルの変革を行うお取引先に対しては、産業再編M&A、海外展開支援等、当金庫の国内外のネットワークを活用したソリューション提供を実施しました（Cゾーン）。また、新たな成長が期待される分野に挑戦するお取引先や創業間もないお取引先に対しては、投融資と本業支援一体の支援を実施し、地域の金融機能の高度化に取り組ましました（Dゾーン）。

重点分野の取組状況を含む、「商工中金経営改革プログラム」の主要な施策に対しK P I（Key Performance Indicator：目標の達成度を定量的に評価する指標）を設定しており、その進捗状況について定期的に公表してまいります。

ビジネスモデルの実現を支える仕組みを構築するため、募集債・法人預金・リテールの三本柱のバランスを踏まえて、持続可能な資金調達方法の確立に取り組ましました。また、改革の早期実現に向けてプロジェクトチームを設置して、既存業務の廃止・効率化による事務のスリム化、店舗機能の見直し、バックオフィス業務のコスト低減をはじめとする経営合理化に向けた検討を実施しております。

また、ビジネスモデルの実現に向けた態勢整備として、コンプライアンス意識の立て直しや不正防止に向けた取組みを強化しています。

このような活動により、当期につきましては次のような成果を収めることができました。この間の株主の皆さま並びにお取引先のご支援に厚くお礼申し上げます。

（預金）

預金は、定期預金等が増加した結果、期末残高は前期末比 1,657 億円増加し、5兆579億円となりました。

（債券）

債券は、募集債が減少した結果、期末残高は前期末比 2,212 億円減少し、4兆2,383億円となりました。

（貸出金）

貸出金は、セーフティーネット機能の発揮に取り組ましましたが、お取引先の資金需要の低迷などから、期末残高は前期末比 3,584 億円減少し、8兆2,897億円となりました。

（特定取引資産・特定取引負債）

特定取引資産は、期末残高は前期末比 72 億円減少し、141 億円となりました。

特定取引負債は、期末残高は前期末比 42 億円減少し、84 億円となりました。

(有価証券)

有価証券は、国内債券を中心として、投資環境や市場動向を注視しつつ運用を行った結果、期末残高は前期末比 1,307 億円減少し、1 兆 3,839 億円となりました。

(総資産)

これらの結果、総資産の期末残高は前期末比 1,403 億円減少し 11 兆 7,498 億円となりました。

(内国為替取扱高)

内国為替取扱高は、前期比 6,392 億円減少し、20 兆 2,335 億円となりました。

(外国為替取扱高)

外国為替取扱高は、貿易取引等が増加した結果、前期比 15 百万ドル増加し、6,967 百万ドルとなりました。

(損益)

経常収益は、資金運用収益が減少したこと等から、前期比 237 億円減少し、1,464 億円となりました。経常費用は、資金調達費用は減少しましたが、与信費用が増加したこと等から、前期比 24 億円増加し、1,156 億円となりました。

以上により、経常利益は前期比 261 億円減少し、307 億円となり、当期純利益は前期比 218 億円減少し、144 億円となりました。

[対処すべき課題]

景気は、海外経済の成長や雇用・所得環境の改善を受け、内需を中心にプラス成長が続く見込みである一方、景気減速の動きを受け、中小企業の景況感は改善に足踏み感がみられます。また低金利環境の継続により、金融機関を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、自立した持続的なビジネスモデルの構築に向けた取組みを一層加速させる必要があります。

そうした状況を踏まえ、当金庫においては、経営支援総合金融サービス事業へ転換し、真にお客さま本位で長期的な視点から、中小企業及び中小企業組合の価値向上に貢献するという基本的な考え方の下で中期経営計画の諸施策を推進し、お取引先とのリレーションを深化させ、真のニーズや課題に応じた最適なソリューションの提供を推進するよう、全役職員が一丸となって取り組んでまいります。

まず、重点分野への取組みについては、ビジネスモデルの前提である事業性評価を通じてお取引先の課題やニーズ把握を深掘りするとともに、地域金融機関や外部専門機関との連携・協業を密にしながら、当金庫の特長を活かしたソリューションを提供できる体制の整備と高度化を図ってまいります。

ビジネスモデルを支える仕組みを構築するため、ペーパーレス化やシステム化等による営業部門・バックオフィス部門の抜本的な業務改革、店舗統合等による店舗運営コストの低減、持続可能な資金調達方法の確立に取り組んでまいります。

また、コンプライアンス意識の立て直しや内部管理態勢の強化に引き続き取り組むとともに、ビジネスモデルと連動して職員が能力を最大限発揮できる人事制度の構築、ダイバーシティの推進に取り組んでまいります。

こうした取組みにより、「中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さま

から信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けてまいります。

株主の皆さまのこれまでの格別のお引き立てに感謝申し上げますとともに、引き続き力強いご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預 金	51,648	51,090	48,922	50,579
定期性預金	32,782	32,217	30,990	32,881
その他	18,865	18,873	17,931	17,698
債 券	48,168	47,441	44,595	42,383
貸 出 金	95,395	93,568	86,481	82,897
融資対象団体等向け	93,267	91,556	84,783	81,158
融資対象団体等向け以外	2,127	2,011	1,698	1,738
特定取引資産 (トレーディング資産)	265	204	214	141
特定取引負債 (トレーディング負債)	178	109	126	84
有 価 証 券	17,035	15,431	15,146	13,839
国 債	12,480	9,213	7,900	6,067
その他	4,554	6,217	7,246	7,771
総 資 産	125,074	127,788	118,902	117,498
内 国 為 替 取 扱 高	240,845	232,219	208,727	202,335
外 国 為 替 取 扱 高	6,957 百万ドル	7,565 百万ドル	6,952 百万ドル	6,967 百万ドル
経 常 利 益	33,525 百万円	49,199 百万円	56,947 百万円	30,791 百万円
当 期 純 利 益	11,567 百万円	31,318 百万円	36,295 百万円	14,485 百万円
1株当たり当期純利益	5円31銭	14円38銭	16円67銭	6円65銭

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(参考) 連結業績

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	2,044	1,953	2,047	1,812
経常利益	349	508	584	321
親会社株主に帰属する 当期純利益	124	324	373	154
純資産額	9,038	9,353	9,723	9,640
総資産	125,704	128,450	119,573	118,185

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	3,891人	3,857人
平均年齢	39年4月	39年7月
平均勤続年数	16年3月	16年8月
平均給与月額	459千円	463千円

注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載しております。

3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額で、時間外勤務手当等を含んでおります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
	店 うち出張所	店 うち出張所
北 海 道 地 区	5 (1)	5 (1)
東 北 地 区	9 (1)	9 (1)
関 東 甲 信 越 地 区	32 (3)	32 (3)
東 海 地 区	10 (1)	10 (1)
北 陸 地 区	4 (—)	4 (—)
近 畿 地 区	14 (—)	14 (—)
中 国 地 区	10 (1)	10 (1)
四 国 地 区	4 (—)	4 (—)
九 州 ・ 沖 縄 地 区	12 (1)	12 (1)
国 内 計	100 (8)	100 (8)
海 外 計	1 (—)	1 (—)
合 計	101 (8)	101 (8)

注1. 該当がない場合は「—」で表示しております。

2. 上記のほか、駐在員事務所を以下のとおり設置しております。

当 年 度 末	前 年 度 末
3 カ 所	3 カ 所

ロ 当年度新設営業所

該当ございません。

ハ 代理組合等の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
北央信用組合	北海道札幌市中央区南一条西八丁目7番地の1	信用協同組合
札幌中央信用組合	北海道札幌市中央区南二条西二丁目12番地	信用協同組合
ウリ信用組合	北海道札幌市中央区大通西十二丁目4番70	信用協同組合
函館商工信用組合	北海道函館市千歳町9番6号	信用協同組合
空知商工信用組合	北海道美唄市西二条南二丁目1番1号	信用協同組合
十勝信用組合	北海道帯広市大通南九丁目18・20番地	信用協同組合
釧路信用組合	北海道釧路市北大通九丁目2番地	信用協同組合
青森県信用組合	青森県青森市大字浜田字玉川207番1	信用協同組合
石巻商工信用組合	宮城県石巻市中央二丁目9番3号	信用協同組合
古川信用組合	宮城県大崎市古川十日町7番8号	信用協同組合
仙北信用組合	宮城県栗原市若柳字川北中町11番地	信用協同組合
秋田県信用組合	秋田県秋田市南通亀の町4番5号	信用協同組合
北郡信用組合	山形県村山市楯岡晦日町1番8号	信用協同組合
山形中央信用組合	山形県長井市本町一丁目3番3号	信用協同組合
山形第一信用組合	山形県東置賜郡高島町大字高島687番地	信用協同組合
福島県商工信用組合	福島県郡山市堂前町7番7号	信用協同組合
いわき信用組合	福島県いわき市小名浜花畑町2番地の5	信用協同組合
相双五城信用組合	福島県相馬市中村字大町69番地	信用協同組合
会津商工信用組合	福島県会津若松市中央一丁目1番30号	信用協同組合
茨城県信用組合	茨城県水戸市大町二丁目3番12号	信用協同組合
真岡信用組合	栃木県真岡市並木町一丁目13番地1	信用協同組合
那須信用組合	栃木県那須塩原市永田町6番9号	信用協同組合
あかぎ信用組合	群馬県前橋市六供町856番地1	信用協同組合
群馬県信用組合	群馬県安中市原市668番地6	信用協同組合
ぐんまみらい信用組合	群馬県高崎市田町125番地	信用協同組合
熊谷商工信用組合	埼玉県熊谷市本町二丁目57番地	信用協同組合
埼玉信用組合	埼玉県本庄市尻玉町尻玉44番地16	信用協同組合
房総信用組合	千葉県茂原市高師町一丁目10番地5	信用協同組合
銚子商工信用組合	千葉県銚子市東芝町1番地の19	信用協同組合
君津信用組合	千葉県木更津市潮見三丁目3番地	信用協同組合
全東栄信用組合	東京都千代田区神田小川町三丁目6番地の1	信用協同組合
東浴信用組合	東京都千代田区東神田一丁目10番2号	信用協同組合
文化産業信用組合	東京都千代田区神田神保町一丁目101番地	信用協同組合
東京厚生信用組合	東京都新宿区西新宿六丁目2番18号	信用協同組合
東信用組合	東京都墨田区吾妻橋一丁目5番3号	信用協同組合
江東信用組合	東京都江東区住吉二丁目6番8号	信用協同組合
青和信用組合	東京都葛飾区高砂三丁目12番2号	信用協同組合
中ノ郷信用組合	東京都墨田区東駒形四丁目5番4号	信用協同組合
共立信用組合	東京都大田区大森西一丁目7番2号	信用協同組合

七島信用組合	東京都大島町元町四丁目1番3号	信用協同組合
大東京信用組合	東京都港区東新橋二丁目6番10号	信用協同組合
第一勸業信用組合	東京都新宿区四谷二丁目13番地	信用協同組合
神奈川県医師信用組合	神奈川県横浜市中区長者町三丁目8番地11	信用協同組合
横浜幸銀信用組合	神奈川県横浜市中区蓬萊町二丁目3番地	信用協同組合
小田原第一信用組合	神奈川県小田原市栄町二丁目9番35号	信用協同組合
相愛信用組合	神奈川県愛甲郡愛川町中津290番地	信用協同組合
新潟縣信用組合	新潟県新潟市中央区営所通一番町302番地1	信用協同組合
興栄信用組合	新潟県新潟市西区内野町1066番地	信用協同組合
新栄信用組合	新潟県新潟市江南区旭二丁目1番2号	信用協同組合
さくらの街信用組合	新潟県阿賀野市中央町一丁目9番1号	信用協同組合
協栄信用組合	新潟県燕市東太田6984番地	信用協同組合
三條信用組合	新潟県三条市興野三丁目11番12号	信用協同組合
巻信用組合	新潟県新潟市西蒲区巻甲4180番地1	信用協同組合
新潟大栄信用組合	新潟県燕市分水桜町一丁目4番14号	信用協同組合
塩沢信用組合	新潟県南魚沼市塩沢1198番地	信用協同組合
糸魚川信用組合	新潟県糸魚川市南寺町一丁目8番41号	信用協同組合
富山県信用組合	富山県富山市大手町3番5号	信用協同組合
金沢中央信用組合	石川県金沢市上近江町15番地	信用協同組合
石川県医師信用組合	石川県金沢市鞍月東二丁目48番地	信用協同組合
山梨県民信用組合	山梨県甲府市相生一丁目2番34号	信用協同組合
都留信用組合	山梨県富士吉田市下吉田二丁目19番11号	信用協同組合
長野県信用組合	長野県長野市新田町1103番地1	信用協同組合
岐阜商工信用組合	岐阜県岐阜市美江寺町二丁目4番地3	信用協同組合
イオ信用組合	岐阜県岐阜市加納桜田町三丁目11番地2	信用協同組合
飛驒信用組合	岐阜県高山市花岡町一丁目13番地1	信用協同組合
益田信用組合	岐阜県下呂市森690番地1	信用協同組合
静岡信用金庫	静岡県静岡市葵区相生町1番1号	信用金庫
静岡清信用金庫	静岡県静岡市葵区昭和町2番地の1	信用金庫
浜松磐田信用金庫	静岡県浜松市中区元城町114番地の8	信用金庫
沼津信用金庫	静岡県沼津市大手町五丁目6番16号	信用金庫
三島信用金庫	静岡県三島市芝本町12番3号	信用金庫
富士宮信用金庫	静岡県富士宮市元城町31番15号	信用金庫
島田信用金庫	静岡県島田市本通三丁目2番の1	信用金庫
焼津信用金庫	静岡県焼津市栄町三丁目5番14号	信用金庫
掛川信用金庫	静岡県掛川市亀の甲二丁目203番地	信用金庫
富士信用金庫	静岡県富士市青島町212番地	信用金庫
遠州信用金庫	静岡県浜松市中区中沢町81番18号	信用金庫
岡崎信用金庫	愛知県岡崎市菅生町字元菅41番地	信用金庫
信用組合愛知商銀	愛知県名古屋市中村区則武一丁目5番1号	信用協同組合
豊橋商工信用組合	愛知県豊橋市前田町一丁目9番4	信用協同組合
愛知県中央信用組合	愛知県碧南市栄町二丁目41番地	信用協同組合

滋賀県信用組合	滋賀県甲賀市水口町八光2番45号	信用協同組合
京都信用金庫	京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7番地	信用金庫
京都北都信用金庫	京都府宮津市字鶴賀2054番地の1	信用金庫
大同信用組合	大阪府大阪市西区北堀江一丁目4番3号	信用協同組合
成協信用組合	大阪府東大阪市足代南一丁目11番9号	信用協同組合
大阪協栄信用組合	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目9番18号	信用協同組合
大阪貯蓄信用組合	大阪府大阪市淀川区西三国一丁目21番40号	信用協同組合
のぞみ信用組合	大阪府大阪市中央区内本町二丁目3番5号	信用協同組合
大阪府医師信用組合	大阪府大阪市天王寺区清水谷町19番14号	信用協同組合
兵庫県信用組合	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目4番17号	信用協同組合
淡陽信用組合	兵庫県洲本市栄町一丁目3番17号	信用協同組合
鳥取信用金庫	鳥取県鳥取市栄町645番地	信用金庫
米子信用金庫	鳥取県米子市東福原二丁目5番1号	信用金庫
倉吉信用金庫	鳥取県倉吉市昭和町一丁目60番地	信用金庫
島根中央信用金庫	島根県出雲市今市町252番地1	信用金庫
島根益田信用組合	島根県益田市駅前町14番23号	信用協同組合
朝銀西信用組合	岡山県岡山市北区駅前町二丁目6番19号	信用協同組合
笠岡信用組合	岡山県笠岡市笠岡2388番地の40	信用協同組合
広島市信用組合	広島県広島市中区袋町3番17号	信用協同組合
広島県信用組合	広島県広島市中区富士見町1番17号	信用協同組合
信用組合広島商銀	広島県広島市中区西平塚町4番12号	信用協同組合
両備信用組合	広島県府中市元町462番地の10	信用協同組合
備後信用組合	広島県福山市野上町三丁目2番3号	信用協同組合
山口県信用組合	山口県山陽小野田市中央一丁目2番40号	信用協同組合
徳島信用金庫	徳島県徳島市紺屋町8番地	信用金庫
阿南信用金庫	徳島県阿南市富岡町トノ町28番地14	信用金庫
香川県信用組合	香川県高松市亀井町9番地10	信用協同組合
土佐信用組合	高知県土佐市高岡町甲2137番地1	信用協同組合
宿毛商銀信用組合	高知県宿毛市宿毛5508番地	信用協同組合
福岡県信用組合	福岡県福岡市中央区赤坂一丁目10番17号	信用協同組合
佐賀県医師信用組合	佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目12番10号	信用協同組合
佐賀東信用組合	佐賀県佐賀市神野東二丁目3番1号	信用協同組合
佐賀西信用組合	佐賀県鹿島市大字高津原4369番地1	信用協同組合
長崎三菱信用組合	長崎県長崎市水の浦町1番2号	信用協同組合
長崎県医師信用組合	長崎県長崎市茂里町3番27号	信用協同組合
西海みずき信用組合	長崎県佐世保市下京町9番12号	信用協同組合
福江信用組合	長崎県五島市中央町8番地15	信用協同組合
熊本県信用組合	熊本県熊本市中央区紺屋今町1番1号	信用協同組合
大分県信用組合	大分県大分市中島西二丁目4番1号	信用協同組合
宮崎県南部信用組合	宮崎県日南市南郷町中村乙8241番地2	信用協同組合
鹿児島興業信用組合	鹿児島県鹿児島市東千石町17番11号	信用協同組合
奄美信用組合	鹿児島県奄美市名瀬幸町6番5号	信用協同組合

株式会社沖縄海邦銀行	沖縄県那覇市久茂地二丁目9番12号	普通銀行
コザ信用金庫	沖縄県沖縄市上地二丁目10番1号	信用金庫
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	普通銀行
全国経済事業協同組合連合会	東京都中央区日本橋茅場町二丁目8番4号	事業協同組合

ニ 株式会社商工組合中央金庫が営む銀行代理業等の状況
該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	2,241
---------	-------

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
前橋支店店舗移転	556
船場支店空調設備工事	360

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当金庫が有する子会社等の議決権比率 (%)	その他
八重洲商工株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	事務代行業務	1962年9月8日	90百万円	100.00	—
株式会社商工中金情報システム	東京都東村山市美住町二丁目10番1	ソフトウェアの開発、計算受託業務	1973年12月14日	70百万円	— (100.00)	—
商工サービス株式会社	東京都中央区京橋三丁目3番2号	福利厚生業務	1982年11月25日	32百万円	62.50 (37.50)	—
八重洲興産株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	不動産管理業務	1972年6月22日	35百万円	100.00	—
株式会社商工中金経済研究所	東京都港区芝大門二丁目12番18号	情報サービス、コンサルティング業務	1974年12月10日	80百万円	23.07 (76.92)	—
商工中金リース株式会社	東京都台東区上野一丁目10番12号	リース業務	1982年10月8日	1,000百万円	100.00	—
商工中金カード株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	クレジットカード業務	1991年1月22日	70百万円	100.00	—

注1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当金庫が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 当金庫が有する子会社等の議決権比率欄の()内は、子会社等有する議決権の比率です。

4. 連結対象の子会社等は上記7社です。

重要な業務提携の概況

該当ございません。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他現況に関する重要な事項

重要な業務提携の概況

1. 地域金融機関との協調融資や情報交換を密に行うため、2019年3月31日現在、453の地域金融機関（全国地方銀行協会加盟行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫及び信用組合等）と業務協力文書を締結しております。
2. アジア地域に進出される中小企業の皆さまに対し、金融サービス面でのサポートを強化するため、スタンダードチャータード銀行、交通銀行、バンコック銀行、バンクネガラインドネシア及びリザール商業銀行と業務提携をしております。
3. 下記金融機関と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引き出しサービスを行っております。
株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社新生銀行、株式会社あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び三井住友信託銀行株式会社
4. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。
5. 下記金融機関等と提携し、提携先の現金自動設備による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。
株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
関根 正裕	取締役社長執行役員（代表取締役） 業務全般 監査部 コンプライアンス統括部 店舗・業務改革推進プロジェクトチーム	—	—
鍛冶 克彦	取締役専務執行役員 経営企画部 経営戦略室 IT戦略室 地域連携推進室	—	—
河野 一郎	取締役常務執行役員 主計部 統合リスク管理部	—	—
高 巖	取締役（社外取締役）	麗澤大学経済学部教授 日本ハム株式会社社外取締役 三菱地所株式会社社外取締役	—
多胡 秀人	取締役（社外取締役）	一般社団法人地域の魅力研究所 代表理事 株式会社山陰合同銀行社外取締役	—
中村 重治	取締役（社外取締役）	株式会社エフテック社外監査役 トーヨーカネツ株式会社社外取締役（監査等委員） リケンテクノス株式会社社外取締役（監査等委員）	—
渡瀬 ひろみ	取締役（社外取締役）	株式会社アーレア代表取締役 マックスバリュ西日本株式会社社外取締役 株式会社パートナーエージェント社外取締役 株式会社アーバンフューネスコーポレーション社外監査役 ダイヤル・サービス株式会社社外取締役	—
牧野 秀行	常勤監査役	—	—
岡田 不二郎	常勤監査役（社外監査役）	—	—
寺脇 一峰	監査役（社外監査役）	鈴木諭法律事務所弁護士 キューピー株式会社社外監査役	—
金子 裕子	監査役（社外監査役）	早稲田大学商学大学院教授	—

注1. 当金庫は、執行役員制度を採用しており、取締役会において、業務を行う取締役として委任型の執行役員を選任しております。なお、上記の取締役を兼務する委任型

の執行役員のほか、2019年4月1日現在、以下の委任型の執行役員を取締役会において選任しております。

氏名	地位
梅田 晃士郎	副社長執行役員
中 谷 肇	専務執行役員
佐藤 隆久	常務執行役員
小野木 哲也	常務執行役員
高橋 永泰	常務執行役員
青 木 剛	常務執行役員
真 船 実	常務執行役員
本幡 克哉	常務執行役員

2. 当金庫は、監査役が法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を1名選任しております。

補欠監査役 末吉 互

なお、本人の申出により、末吉互氏は、本定時株主総会の終結の時をもって辞任する予定です。

3. 監査役金子裕子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
4. 取締役高巖氏は、2019年6月開催予定の日本ハム株式会社定時株主総会の終結の時をもって、同社社外取締役を退任予定です。
5. 監査役寺脇一峰氏は、2019年6月開催予定の鹿島建設株式会社定時株主総会において、同社社外監査役に就任予定です。また、同氏は、2019年6月開催予定の東芝機械株式会社定時株主総会において、同社社外取締役に就任予定です。当金庫と同二社との間に、特別な関係はありません。
6. 監査役金子裕子氏は、2019年6月開催予定の神奈川中央交通株式会社定時株主総会において、同社社外取締役に就任予定です。当金庫と同社との間に、特別な関係はありません。
7. 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
稲垣 光隆	2018年6月21日	任期満了	代表取締役副社長
菊地 慶幸	2018年6月21日	任期満了	代表取締役副社長 秘書室 経営企画部 人事部 審査本部
小野口 勇雄	2018年6月21日	任期満了	取締役常務執行役員 コンプライアンス統括部 危機対応業務部 与信統括部
清水 紀男	2018年6月21日	任期満了	取締役常務執行役員 主計室 調査部 統合リスク管理部
長谷川 裕二	2018年6月21日	任期満了	取締役常務執行役員 広報部 管理部 業務推進部

退任した取締役の地位・担当及び重要な兼職は、退任時のものです。

8. 事業年度中に退任した監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の重要な兼職の状況
清水 謙之	2018年6月21日	辞任	—
亀水 晋	2018年6月21日	辞任	—
加藤 隆一	2018年6月21日	辞任	—
本橋 美智子	2018年6月21日	任期満了	本橋総合法律事務所弁護士
吉戒 修一	2018年6月21日	辞任	TMI 総合法律事務所 弁護士 丸紅株式会社社外監査役

退任した監査役の重要な兼職は、退任時のものです。

(2) 会社役員に対する報酬等

i) 当事業年度に係る報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	12人	107 (うち報酬以外の金額6)
監査役	9人	52 (うち報酬以外の金額4)
計	21人	159 (うち報酬以外の金額10)

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

- 株主総会で定められた会社役員に対する報酬限度額は、取締役については月額20百万円以内、監査役については月額5百万円以内です。
- 取締役の「報酬等」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額5百万円及び役員退職慰労金1百万円を含めております。また、監査役の「報酬等」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額3百万円及び役員退職慰労金0百万円を含めております。
- 上記の取締役及び監査役の支給人数には、2018年6月21日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名及び監査役1名、並びに同日辞任した監査役4名が含まれております。
- 上記のほか、当該事業年度における役員退職慰労引当金戻入額が0百万円あります。
- 当金庫は指名委員会等設置会社ではありませんが、取締役会の諮問を受け、取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金に係る事項等を審議する機関として報酬委員会を設置しております。取締役及び監査役が受ける個人の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答申を受け、取締役の報酬については取締役会の決議により、また、監査役の報酬については監査役の協

議により、以下のとおり定めております。

① 報酬

区分	支給月額	
取締役社長執行役員	1,989,003 円	(1,229,000 円)
取締役専務執行役員	1,668,561 円	(1,031,000 円)
取締役常務執行役員	1,526,143 円	(943,000 円)
常勤監査役	1,450,078 円	(896,000 円)

注1. 当該「支給月額」を上限として報酬を支給し、その他賞与等の支給はありません。

2. () 内は、支給月額のうち、「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」を記載しております。

② 役員退職慰労金

退職の日における「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間(月数)×業績勘案率※

※業績勘案率については報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役については取締役会の決議により、また、監査役については監査役の協議により、0.0～2.0の範囲内で決定しております。

ii) 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2018年6月21日開催の第10回定時株主総会の決議に基づき、以下のとおり役員退職慰労金を支払っております。

- ・取締役9名に対し計68百万円及び監査役4名に対し計10百万円
(上記には、過年度の事業報告において役員報酬等の総額に計上した役員退職慰労引当金繰入額77百万円が含まれております。)

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
高 巖	在任中、その任務を怠ったことにより当金庫に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その余の金額については当金庫に対して責任を負わないものとします。
多胡 秀人	
中村 重治	
渡瀬 ひろみ	
岡田 不二郎	
寺脇 一峰	
金子 裕子	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況	
高 巖	麗澤大学 日本ハム株式会社 三菱地所株式会社	経済学部教授 社外取締役 社外取締役
多胡 秀人	一般社団法人地域の魅力研究所 株式会社山陰合同銀行	代表理事 社外取締役
中村 重治	株式会社エフテック トーヨーカネツ株式会社 リケンテクノス株式会社	社外監査役 社外取締役（監査等委員） 社外取締役（監査等委員）
渡瀬 ひろみ	株式会社アーレア マックスバリュ西日本株式会社 株式会社パートナーエージェント 株式会社アーバンフューネスコーポレーション ダイヤル・サービス株式会社	代表取締役 社外取締役 社外取締役 社外監査役 社外取締役
岡田 不二郎	該当ございません。	
寺脇 一峰	鈴木諭法律事務所 キューピー株式会社	弁護士 社外監査役
金子 裕子	早稲田大学	商学大学院教授

- 注 1. 当金庫と麗澤大学、日本ハム株式会社、三菱地所株式会社との間に特別な関係はありません。
2. 当金庫と一般社団法人地域の魅力研究所、株式会社山陰合同銀行との間に特別な関係はありません。
3. 当金庫と株式会社エフテック、トーヨーカネツ株式会社、リケンテクノス株式会社との間に特別な関係はありません。
4. 当金庫と株式会社アーレア、マックスバリュ西日本株式会社、株式会社パートナーエージェント、株式会社アーバンフューネスコーポレーション、ダイヤル・サービス株式会社との間に特別な関係はありません。
5. 当金庫と鈴木諭法律事務所、キューピー株式会社との間に特別な関係はありません。
6. 当金庫と早稲田大学との間に特別な関係はありません。
7. 取締役高巖氏は、2019年6月開催予定の日本ハム株式会社定時株主総会の終結の時をもって、同社社外取締役を退任予定です。
8. 監査役寺脇一峰氏は、2019年6月開催予定の鹿島建設株式会社定時株主総会において、同社社外監査役に就任予定です。また、同氏は、2019年6月開催予定の東芝機械株式会社定時株主総会において、同社社外取締役に就任予定です。当金庫と同二社との間に、特別な関係はありません。
9. 監査役金子裕子氏は、2019年6月開催予定の神奈川中央交通株式会社定時株主総会において、同社社外取締役に就任予定です。当金庫と同社との間に、特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
高 巖	12 ヶ月 (通算21 ヶ月)	当期開催の取締役会 18 回のうち 16 回に出席しております。	必要に応じ、経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、意見交換等を行っております。
多胡 秀人	9 ヶ月 (通算9 ヶ月)	取締役就任後に開催された取締役会 13 回すべてに出席しております。	必要に応じ、経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、意見交換等を行っております。
中村 重治	9 ヶ月 (通算9 ヶ月)	取締役就任後に開催された取締役会 13 回のうち 11 回に出席しております。	必要に応じ、経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、意見交換等を行っております。
渡瀬 ひろみ	9 ヶ月 (通算9 ヶ月)	取締役就任後に開催された取締役会 13 回のうち 11 回に出席しております。	必要に応じ、経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、意見交換等を行っております。
岡田 不二郎	9 ヶ月 (通算9 ヶ月)	監査役就任後に開催された取締役会 12 回のうち 11 回に出席しております。 監査役就任後に開催された監査役会 11 回すべてに出席しております。	必要に応じ、主に監査分野における豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。
寺脇 一峰	9 ヶ月 (通算9 ヶ月)	監査役就任後に開催された取締役会 12 回のうち 10 回に出席しております。 監査役就任後に開催された監査役会 11 回すべてに出席しております。	必要に応じ、主に監査分野における豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。

金子 裕子	9ヵ月 (通算9ヵ月)	監査役就任後に開催された取締役会 12 回のうち 11 回に出席しております。 監査役就任後に開催された監査役会 11 回のうち 10 回に出席しております。	必要に応じ、主に監査分野における豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。
-------	----------------	--	--

注1. 「取締役会への出席状況」と「取締役会における発言その他の活動状況」には、監査役会への出席状況と監査役会における発言その他の活動状況を含めて記載しております。

2. 危機対応業務の不正行為事案等について、社外取締役及び社外監査役の各氏は、日頃から法令等遵守の観点から発言を行っており、再発防止等について意見表明を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	株式会社商工組合中央金庫からの報酬等	株式会社商工組合中央金庫の子会社等からの報酬等
報酬等の合計	10人	59 (うち報酬以外の金額5)	該当ございません。

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「株式会社商工組合中央金庫からの報酬等」には、取締役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円、及び監査役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円と役員退職慰労金0百万円を含めております。
3. 上記の支給人数には、2018年6月21日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名、及び2018年6月21日に辞任した監査役2名が含まれております。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4 当金庫の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	4,000,000,000株
		危機対応準備金株式	10株
	発行済株式の総数	普通株式	2,186,531,448株

(2) 当年度末株主数 24,934名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	持株数等	持株比率
財 務 大 臣	1,016,000千株	46.68%
中 部 交 通 共 済 協 同 組 合	8,085	0.37
関 東 交 通 共 済 協 同 組 合	6,580	0.30
株 式 会 社 珈 栄 舎	6,087	0.27
東 銀 リ ー ス 株 式 会 社	5,300	0.24
東 京 木 材 問 屋 協 同 組 合	5,000	0.22
大 阪 船 場 繊 維 卸 商 団 地 協 同 組 合	4,810	0.22
北 央 信 用 組 合	4,662	0.21
協 同 組 合 小 山 教 育 産 業 グ ル ー プ	4,223	0.19
共 立 信 用 組 合	3,772	0.17

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式数(10,204千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 株主構成

区分	持株数等	持株比率
政府	1,016,000千株	46.68%
中小企業等協同組合	682,606	31.36
事業協同組合・同連合会	619,330	28.45
事業協同小組合	0	0.00
信用協同組合・同連合会	61,139	2.80
企業組合	2,135	0.09
協業組合	6,619	0.30
商工組合・同連合会	24,410	1.12
商店街振興組合・同連合会	1,799	0.08
生活衛生同業組合・同連合会	3,869	0.17
酒類業組合・同連合会	592	0.02
内航海運組合・同連合会	3,368	0.15

輸 出 組 合 ・ 輸 入 組 合	4	0.00
市 街 地 再 開 発 組 合	-	-
中 小 企 業 団 体 の 構 成 員	434,414	19.96
そ の 他	2,641	0.12

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記のほか自己株式 10,204 千株があります。持株比率は、自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 該当がない場合は「-」で表示しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
PwCあらた有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴司 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 白畑 尚志 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大辻 竜太郎	103	①報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由 監査役会は、会計監査人の報酬について以下のとおり同意しています。 「過年度における監査内容は相当であり、監査人数・時間・報酬に係る計画と実績の対比、及び他社の情報を収集し、当年度の報酬額について監査役会で検討した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、当該報酬額に同意する。」 ②会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 ・全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に対する保証業務 ・米合衆国の外国口座税務コンプライアンス法に関するアドバイザー・サービス業務等

注. 当金庫、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は 111 百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当金庫は、会社法第 340 条に基づき監査役会において会計監査人を解任するほか、

会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

- ロ 会社法第 444 条第 3 項に規定する大会社である場合には、株式会社商工組合中央金庫の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、株式会社商工組合中央金庫の重要な子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実
該当ございません。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

7 業務の適正を確保する体制

当金庫は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役会は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規定及びコンプライアンス・マニュアルを制定・周知することにより、役職員が法令等を遵守する体制を整備する。
 - ロ. コンプライアンスの企画、推進及び管理に係る審議・検討を行う会議並びに統括部署としてコンプライアンス統括部を設置するとともに、全部室店にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を設置する。
 - ハ. 取締役会は、コンプライアンス統括部に、年度ごとに、研修の実施などコンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的に実践状況を確認する。
 - ニ. コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制を整備する。また、社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制を整備する。
 - ホ. 不祥事件等の個別事案にかかる対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンス部署の職務遂行の適正性に関する事項等の検討を行うため、「コンプライアンス委員会」を設置する。
 - ヘ. 執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。
 - ト. 反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役会議事録など、取締役の職務の執行に係る情報については、内部規定に基づき保存・管理を行う。
 - ロ. 監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」及びリスク種類毎の管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類毎及び統合リスクの管理部署を定めるなど、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備する。
 - ロ. 取締役会及び経営会議等において、全体のリスク及び個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。
 - ハ. 執行部門から独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、取締役会から権限委任された一定の事項を社長が決定するにあたっての協議をするための機関として経営会議を設置する。経営会議において、取締役会から授権された事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。また、経営会議へ付議する事項を審議する各種会議を設置する。
 - ロ. 取締役会は、中期経営計画並びに単年度の経営計画、業務計画及び予算を策定し、効率的な職務執行を行う。
 - ハ. 取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務及び職務の権限に係る内

部規定を制定し、職務執行を分担する。

ニ. 中小企業組合及び中小企業により構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築する。

(5) 当会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当会社の子会社等の取締役その他の業務執行者（以下「取締役等」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役会は、当会社及び子会社等の業務の適正を確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、子会社等の業務運営を適切に管理するため、「子会社等管理規程」を制定・周知する。

ロ. 取締役会は、子会社等を統括して管理する部署（以下「統括部署」という。）及び子会社等ごとに担当部署（以下「担当部署」という。）を設置し、子会社等の業務運営を指導管理する。

ハ. 子会社等の業務が、その業務の規模・特性に応じ、コンプライアンスの観点から適切なものとなるように、子会社等においてコンプライアンス態勢を整備する。

ニ. コンプライアンス統括部は、子会社等においてコンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、子会社等から報告を受け、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制を整備する。また、子会社等の社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制を整備する。

ホ. 子会社等において反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。

2. 当会社の子会社等の取締役等の職務の執行に係る事項の当会社への報告に関する体制

イ. 統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の実態把握及び指導を行い、子会社等の業務運営状況等を定期的に取り締り会及び経営会議に報告する。

ロ. 当会社は、統合的グループ経営、業務運営の適正化等の観点から、「子会社等管理規程」に基づき、必要に応じ、子会社等に対して経営指導等を行う。

3. 当会社の子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 子会社等に係るリスク管理体制は、「リスク管理規程」に準ずる。

ロ. 取締役会及び経営会議等は、子会社等のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。

ハ. 統括部署は、各リスク管理部署と子会社等との調整等を行い、必要に応じて担当部署と連携をとりながら、各リスク管理の実効性を確保する。

ニ. 子会社等は、当会社の指導の下、適正なリスク管理を行う。

4. 当会社の子会社等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 子会社等は、子会社等の取締役等の職務の執行を効率的に行うため、分掌業務及び職務の権限等に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。

5. その他

イ. 執行部門から独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会に報告する。

ロ. 当会社と子会社等との間で取引を行うに当たって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。

(6) 当会社及び子会社等からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体

制

- イ. 財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査など、適切な内部統制を構築する。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - イ. 監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、執行部門から独立した使用人を配置する。
 - ロ. 監査役室の使用人は、取締役の指揮命令を受けないものとし、その人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 1. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - イ. 取締役及び使用人は、当会社の重要な決定事項、子会社等に係る重要な事項その他当会社に重要な影響を及ぼす情報について監査役へ報告を行う。
 - ロ. 取締役及び使用人は、監査役が報告を求める事項の報告を行う。
 - ハ. 社内及び社外に設置した内部通報窓口で内部通報があった場合、コンプライアンス統括部は当該窓口より報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備する。
 - 2. 子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
 - イ. 子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社等に係る重要な事項について監査役へ報告を行う。
 - ロ. 子会社等の社内及び社外に設置した内部通報窓口で内部通報があった場合、コンプライアンス統括部は当該窓口より報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備する。
 - 3. 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - イ. 当会社及び子会社等は、上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部規定において定め、周知する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 代表取締役、内部監査部門及び会計監査人は監査役と定期的に意見交換を行う。
 - ロ. 取締役及び使用人は、監査役による監査の実施に協力する。
 - ハ. 監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程を制定し、同規定に基づき監査を実施する。
 - ニ. 監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。
 - ホ. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還については、監査役の請求に応じて、適正に処理する。

8 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当金庫では、危機対応業務の不正行為事案等を受け、引き続きガバナンス態勢の強化やコンプライアンスの立て直しなどに取り組んでまいります。2018年度の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、「倫理憲章」、「企業理念」、「コンプライアンス規程」を承認し、役職員に周知しております。危機対応業務における不正事案を踏まえ、直ちにコンプライアンス意識の立て直しを図るため、新たな「倫理憲章」を策定した後、本年度は、コンプライアンス改革ワーキンググループでの議論、各部室店からの意見や外部コンサルタントの意見等を踏まえ、現行のコンプライアンス・ハンドブックを改編し、「倫理憲章」及び倫理憲章を実践するための「行動基準」、具体的な職務遂行場面での行動の例示等を盛り込んだ「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全職員を対象として読み合わせ研修を実施し、組織全体に周知しました。

また、職員1人ひとりがコンプライアンスの重要性を自分のこととして理解し、コンプライアンスを基準に行動できるようになること、各部室店内で職務を行っていくに際し、困っていることや迷ったことを含めコンプライアンスについて、互いに何でも相談・指摘しあえる職場風土を構築していくことを目的として、各部室店にコンプライアンス検討会を設置し、2018年度は同検討会を12回開催しております。

「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス基本通牒」に基づき、特に経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事案が発生した場合は、コンプライアンス統括部が速やかにコンプライアンス委員会、代表取締役及び監査役へ報告する体制、個別事案に係る調査解明を行う体制、コンプライアンス会議及び取締役会へ迅速に報告する体制を整備するとともに、不正行為等の隠蔽防止等を目的に内部通報制度（社内及び社外窓口を設置）を整備しております。

内部監査体制については、監査部は、取締役会等が承認した「内部監査規程」等に基づき、コンプライアンス態勢等に係る内部監査を実施しております。また、危機対応業務における不正事案を踏まえ、不正発生防止を目的としてリスク評価のあり方を見直し、リスクベースアプローチによる内部監査体制の高度化を図っています。

反社会的勢力に関する事項については、四半期毎にコンプライアンス会議に付議・報告し、会議では態勢整備の進め方や個別案件への対応等について議論しており、その結果について取締役会へ報告しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会が承認した「取締役会規程」及び「経営会議規程」、総務部長が定めた「会議等の決定事項の稟議手続き」に基づき、取締役会議事録等の保存・管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する取組みの状況

取締役会は半期毎に、リスク管理にかかる取組状況と課題を取り纏めた「リスク管理プログラム」の報告を受け、リスク管理規程等の見直し要否を決定しております。

危機対応業務の不正行為事案等を踏まえ、2018年度のリスク管理プログラムにおいて、オペレーショナルリスクにかかるモニタリング態勢の強化及び不正リスク管理態勢の更なる高度化を新たに折り込みました。また、2018年度下期リスク管理プログラムの見直しにおいては、店舗機能見直しによる移転や店舗統合を踏まえたリスクの把握・評価を検討することを新たに折り込んでおります。

監査部は、取締役会が承認した「内部監査規程」に基づき、リスク管理に関する内部監査を実施しており、監査結果について取締役会及び内部監査会議に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月開催しているほか、適宜臨時に開催しております。当事業年度は取締役会を18回開催しております。

監査役会設置会社として、監督と執行の分離によるモニタリング型の実現するため、取締役会は社外取締役を過半数とする体制とし監督機能を強化しました。

また、従来の雇用型の執行役員制度に加え、職員身分から離れてより大きな裁量で業務執行に取り組む委任型の執行役員を新たに導入し、執行体制の強化も図っています。

加えて、中期経営計画の策定をはじめとする経営の重要課題については、取締役会メンバーによる意見交換会を複数回実施し十分議論をしたうえで決議するなど、取締役会の実効性向上を図っています。

また、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映するため、経営諮問委員会を設置しており、当事業年度は2018年6月及び2019年2月に開催いたしました。経営諮問委員会の諮問事項は取締役会で決定し、諮問結果は取締役会に報告を行っております。

(5) 当会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「子会社等管理規程」に基づき、子会社等の統括部署を定め、子会社毎に業務上最も関係の深い部室を担当部署としております。統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け実態把握及び指導を行い、業務運営状況等について取締役会及び経営会議に報告しております。

(6) 当会社及び子会社等からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制

取締役会は、財務報告に係る内部統制の構築を目的に「財務報告に係る内部統制規程」を決定しております。同規程に基づき、財務報告に係る内部統制の基本的枠組みを定め、有価証券報告書等を適時かつ正確に記録、処理、報告する体制を構築しております。また、その体制について検証を行っております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため、2018年6月執行部門から独立した使用人を増員し、監査役室を配置して、補助機能の強化を図っております。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役が出席する取締役会ほか重要な会議において、取締役及び使用人は、重要な決定事項等について報告を行うほか、経営会議の協議・決定事項等、重要な文書の回付を行っております。また、コンプライアンス、リスク管理、内部監査等に係る重要事項について、適時適切に報告を行っております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

2018年4月から2019年3月までの間に計2回、代表取締役と監査役間の意見交換を行っております。

内部監査部門及び会計監査人は、随時、監査の経過及び結果につき監査役に報告するとともに、定期的に意見交換を行っております。具体的には、内部監査部門から月次で業務監査の結果報告を受け、重点監査項目・テーマ別監査の見直し等について、意見交換を実施しております。また、会計監査人から、主に会計監査の経過及び結果について、計12回報告を受け、意見交換を実施しました。

また、内部監査部門、会計監査人、監査役による三様監査の連携を強化するために三

者の連絡会を、2018年10月に開催しております。

9 会計参与に関する事項

会計参与を設置しておりません。

10 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めはありません。